

令和6年2月定例会

文教厚生委員会録

開催日時 令和6年3月8日（金曜日） 午後1時00分から

場 所 全員協議会室

付託案件 議案第2号

有田市上水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案第3号

有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第6号

有田市立小学校、中学校設置及び管理条例の一部を改正する条例

議案第7号

有田市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号

有田市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第15号

有田市新興感染症対策応援基金条例

議案第16号

有田市こども未来基金条例

議案第17号

有田市旧学校施設の設置及び管理に関する条例

出席委員 小西敬民委員長・一ノ瀬敦子副委員長

西口正助委員・堀川 明委員・中西登志明委員

花野仁志委員・武田豊治委員

上山寿示議長

当 局

市民福祉部 宮崎三穂子市民福祉部長・大松満至市民福祉部理事

石井哲也生活環境課長・御前一晃こども課長

網谷彰洋福祉課長・福永康一保険年金課長

吉野有美健康推進課長・山崎希恵高齢介護課長

宮井美恵こども課主幹・上野山猶哉保険年金課主幹

前川加津こども家庭係長・山下満智子保険年金係長

田中育美健康企画係長・伊藤めぐみ介護保険係長

教育委員会 伊藤正人教育次長・松村尚彦教育総務課長
嶋田実明生涯学習課長・上野山恭実教育総務課総務係長
田廣研作社会体育係長
水道事務所 北野宏幸水道事務所長・馬倉三喜水道課長

議会事務局 田中 聡局長・石井義人次長・大谷真也書記

開 会

○小西委員長： ただいまより文教厚生委員会を開催します。

当委員会に付託されました議案第2号、有田市上水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○馬倉水道課長： 議案第2号

有田市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の説明

○小西委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○小西委員長： 次に、議案第3号、有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○福永保険年金課長： 議案第3号

有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明

○小西委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○中西委員： 資産割をなくすということで、基金を取り崩して充当していくということですが、基金がなくなったらどうなるのですか。

○福永保険年金課長： 現在ある基金につきましては、有効活用させていただいて、この資産割廃止に伴う減収分約3,000万に活用させていただく予定にしております。

ただ、基金につきましても、いつまでもあるわけではございませんので、将来的には

基金に頼らない課税額、課税率というものを考えていく時期が来るのではないかと
いうところをごさいますて、現在の基金残額とこれからの課税額等々、それと県下の統一、
先ほども御説明申し上げましたが、税率等の県下統一が令和12年度を目途に目指されて
ごさいますので、それに準じた標準税率というのも示されてくるところも鑑みまして、
ゆくゆくは有田市につきましても、現在の税率から新たな税率の検討を考えていくとい
う必要があるというふうにごさいます。

以上でごさいます。

○**中西委員**： 令和12年までの間は基金を取り崩して活用して行って、大丈夫なんです
か。

○**福永保険年金課長**： 基金につきましては、毎年約1億3,000万あまり取り崩すこと
によりまして、特別会計のほうで実施させていただいてごさいます。その1億3,000万を目
途に今後数年間、試算してまいりますと、令和8年度に基金の残額も約2億円前後にな
ってくるのではないかとというふうに試算しているところでごさいます。

そこで令和8年度を目途に検討をしてまいりたいというふうに考えてごさいますて、
ただ、県下の統一の調整でありますとか、その時点での経済的な情勢でありますとか、
そこら辺を十分に踏まえた上で検討を考えてまいりたいというふうに思っごさいます。

以上でごさいます。

○**中西委員**： わかりました。ありがとうございます。

○**小西委員長**： ほかに御質疑ありませんか。

○**委 員**： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○**小西委員長**： 次に、議案第6号、有田市立小学校、中学校設置及び管理条例の一部
を改正する条例を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○**松村教育総務課長**： 議案第6号

有田市立小学校、中学校設置及び管理条例の一部を改正する条例
の説明

○**小西委員長**： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○**委 員**： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○小西委員長： 次に、議案第7号、有田市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○御前こども課長： 議案第7号

有田市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例の説明

○小西委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○小西委員長： 次に、議案第12号、有田市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○山崎高齢介護課長： 議案第12号

有田市介護保険条例の一部を改正する条例の説明

○小西委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○小西委員長： 次に、議案第15号、有田市新興感染症対策応援基金条例を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○吉野健康推進課長： 議案第15号

有田市新興感染症対策応援基金条例の説明

○小西委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○中西委員： コロナの基金の元金と新興感染症等と記載されていますが、具体的にど

ういうことを想定されてるのかと、コロナでもこういうことをしてるから、同じように対策としてされるのかと思いますが、その時期が来たときに予算措置をしない理由。なぜこういうことをされていくのか。何か特別な法律があって補助金が出るので、基金として積んでいくとか、何か理由があってされてると思いますが、その辺り詳細な説明をお願いします。

○吉野健康推進課長： 今年度末の基金残高につきましては、利子も合わせまして、426万3,903円が予定となっております。

新興感染症という定義につきましては、こちらのほうはWHOで定義されてまして、かつて知られていなかった、もしくは新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的には公衆衛生上問題となる感染症というふうにされておまして、今回の新型コロナウイルスがこの定義の中に当てはまるというものになります。

それ以外の感染症につきましては、例えば過去に中国等で流行りましたSARSでありますとか、鳥インフルエンザ、それからエボラ出血熱といったようなもの、もっと複数あるんですけども、そういったものが感染症の類のほうに入っております。

今回の基金でなぜ積み立てるのかっていうところでございますけれども、新たな感染症が発生した場合に、基本的には一般財源のほうから予算化して財政支出するという必要でありますけれども、寄付を希望される方がこういった有事の際にはいらっしやいまして、そうした方の受け皿としての基金設置ということになっています。

○中西委員： 寄付を受ける受け皿として、いつ発生するかわからないために、今年度まで作って、そのための財布を用意するよ。コロナのときも残金400何万、これについても内訳を聞きたくなくなるんですけど、実際、コロナのときも寄付される方もいると思うんですよ。

でもゆくゆくは国のいろんな補助対象になって、一般財源から使わなくても、ほとんど国の補助で賄っていけると、コロナで皆さん経験されてると思うんで、そのときの予算措置で対応できているのにとというのは、ものすごく不思議なので、参考までにコロナの時にはいくらの寄付があつて、今残金はこうなっていますというのを教えてください。

○吉野健康推進課長： これまで御寄付いただきました総額につきましては、726万3,615円となっております。300万円を有田市医師会のほうに、体制整備の補助金として、支出しております。

○中西委員： わかりました。念には念を入れて、しっかりそこにお金を寄付していただけるように、PRとかそういうのをきっちりして、もしものときのためにも大事なことだと思いますが、ただ作って置いておくということではなく、きっちりそれだけのPRをされて、今後のために備えるという体制もきっちりしていかないと、なかなか寄付なんて。起こったときは、みんな関心があつてされると思いますが、今何もない状態から作られるんですから、その辺は十分考慮して進めてください。以上です。

○小西委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○西口委員： 予算書を見ると573万7,000円を予算計上してる。金額やけども、予算として573万7,000円と漠然に上がってるのでよ。この内訳はどうなってるのか。これは予算決算委員会で聞かか。

○吉野健康推進課長： 基金の積立ての金額にあたって、現在の残額と市のほうの財源を確保して、1,000万になるように積み立てるということです。

○西口委員： 今の残金を振り替えただけか。第1条で財源に充てるためとある。予算書には573万7,000円となっているのでね。例えば、コロナの分の400何万に幾らか足してこの金額になるとか言って言うのを聞きたかったので、質問の仕方が悪いので、この件の答えについては予算決算委員会で聞くことにします。

○小西委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○小西委員長： 次に、議案第16号、有田市子ども未来基金条例を議題といたします。当局の説明を求めます。

○松村教育総務課長： 議案第16号

有田市子ども未来基金条例の説明

○小西委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○中西委員： 国際交流などに要する経費とは、具体的にどういったことを想定されているのか。先端技術とか意識向上と書かれておりますけども。

○松村教育総務課長： 目的のところにございますけれども、先端技術に関することと言いますと、例えば、テーマをエネルギーでありますとか、宇宙工学でありますとか、脳科学とか、AIとかそういうふうな先端技術に触れるような、講演会でありますとか、そういう知識の向上に役立つようなものや、国際交流というところと言いますと、来年度予算に計上させていただいておりますが、万博国際交流プログラム事業委託料ということで、ドバイに訪問する費用を予算計上させていただいております。そういった、国際交流等に要する費用などにも活用できればというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○中西委員： これも同じで、ドバイに行くときに予算を新たに組んで行ったらいいと思います。なぜこの基金を積む必要があるのか。

○松村教育総務課長： やはり将来の子供たちを育てるための投資をしていく中で、実は、こういうことを主として考えてますということ、ある企業に御相談をさせていただいています。具体的には市内の企業で大手のエネルギー製造会社になるんですけども、そういったところと話をしていく中で、御賛同いただいて、ぜひ寄付もいただけるというふうなこともお聞きしておりますので、そういったことで御寄付をいただけるのであれば、基金化をして、効果的な投資をしていきたいというところで、今回こういう

ふうな基金条例を立ち上げさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○中西委員： わかりました。

それと企業版ふるさと納税を、この基金に充てるとありますが、企業版ふるさと納税は毎年何百万ぐらいかなと思いますが、それを全てここに充当するようなこと書かれていますけど、ここ最近の企業版ふるさと納税の額、今後見込まれてる額も合わせて教えてください。

○松村教育総務課長： 企業版ふるさと納税につきましては、把握はできておりませんが、それほど多くなかったというふうに思っています。

けれども、これについては、企業版ふるさと納税でいただいたものを全てこちらの基金のほうに積み立てるということではなくて、その中でも子供の育成のためにということでやる場合には、こちらの基金のほうに活用させていただきたいというものでございます。

○中西委員： 今話を聞いてると、企業版ふるさと納税が、仮に100万あって、そのいただいた100万の用途を企業側に尋ねて、それを振り分けるというふうに聞こえますが、企業版ふるさと納税はそんなもんじゃなかった気がするんですよ。今のお話そんな感じに聞こえるんですけど、全額ではないっていうことですよ。

○松村教育総務課長： 企業版ふるさと納税をしていただいた企業が、こういう目的で活用させていただきたいとおっしゃっていただいたら、その企業からいただいたものを全額こちらの基金のほうに積み立てをさせていただきたいと、そういうふうな考えでございます。

○中西委員： 企業の用途目的にあつて部分だけを基金に入れるという理解でよろしいわけですね。

○松村教育総務課長： そのとおりでございます。

○中西委員： 了解しました。

○小西委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○西口委員： 第5条、基金に属する現金は、歳計現金に振り替えて運用することができないとわざわざ書いていますが、これはどういうことかな。

○松村教育総務課長： 基金で積んでいる中、一時的に運転資金として繰り替えて使用することができないということでございます。

○西口委員： この条例に定めるものは、基金の管理に関して必要な事項は市長が別に定めるとなっていますが、定めていますか。

○松村教育総務課長： 今の段階では、特段別に定めてございません。

○西口委員： これは事例が出てきたら定めるということか。

○松村教育総務課長： 現時点ではございませんので、そういう必要な時期に定めるといことになると思います。

○中西委員： ちょっと一つだけ聞かせてください。寄付も企業版ふるさと納税もない場合、毎年どれぐらいの予算を組んで積み上げていく計画ですか。

○松村教育総務課長： 現時点では、いただいた寄付を積み立てていく予定にしております。

ますので、もしなければ、その年度のこの基金の積み立てがゼロということになります。

○中西委員： その年度に、もし子供たちのために研修とかいろいろ予定されている場合は、一般会計から支出して、研修に行きますということですね。

○松村教育総務課長： そのとおりでございまして、基金がなければ、市の一般財源で行くということになります。ちなみに令和6年度につきましては、予算計上で500万の収入を見込んでございます。

以上です。

○中西委員： わかりました。ありがとうございます。

○小西委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採決 (可決)

○小西委員長： 次に、議案第17号、有田市旧学校施設の設置及び管理に関する条例を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○嶋田生涯学習課長： 議案第17号

有田市旧学校施設の設置及び管理に関する条例の説明

○小西委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○花野委員： 第3条の旧学校施設の名称及び位置は次のとおりとするで、宮原地区体育館。これは元の宮原小学校の跡地の体育館ですよ。確認ですが、あそこは滝川原1番地ではないのかな。いくつかに分筆されてるんですか。ここでは滝川原6番地2となっていますが。

○嶋田生涯学習課長： 宮原地区体育館の位置でございまして、これは宮原小学校の現在の体育館の位置でございまして、学校施設の校舎のほうは滝川原1番地で、体育館が滝川原6番地2となつてございます。体育館の所在地ということで記載しているとおりでございます。

○花野委員： 元は滝川原の1番地ですね。施設のほうは。

○嶋田生涯学習課長： 体育館の位置で言いますと、宮原町滝川原6番地2ということで、位置を定めてございます。

○花野委員： わかりました。

○小西委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○中西委員： 宮原地区体育館が8月1日からということで、4月から8月まで周辺は工事などがいろいろ入ったりするので、その辺のところは大丈夫なんですかね。

○嶋田生涯学習課長： 条例で定めていますその宮原地区の体育館の施行期日でござ

いますが、宮原小学校は1学期の間は、まだ現在のところで授業をします。2学期から文成中学校へ移転するということで、8月1日の施行とさせていただきます。

それと工事の関係につきましては、工事期間中一定期間制約することとか、そういうのは十分考えております。できるだけ体育館の使用に支障のない範囲で工事を進めていただくように、担当課としては、お願いしているところでございます。

○中西委員： わかりました。ありがとうございます。

○小西委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○武田委員： 別表の使用料ですが、9時から12時というのは1団体1棟貸しですかそれとも半分でいいということで、2団体から申し込みがあれば、料金が半分になるとか、もう1団体ずつ4,270円もらうのか、どうでしょうか。

○嶋田生涯学習課長： 現状で言いますと、今は学校施設でございまして、平日の昼間は当然貸し出しもしていない状況で、平日ですと夜の使用で、土日は貸し出しできる範囲で貸し出ししている状況で、決して1団体が専用ではなく、1団体で体育館全面を使う場合もありますし、半分でという場合もございます。

それと、この使用料につきましては、今の施設の使用料をあててるんですけども、今使ってる団体は、登録していただいて、認めている団体につきましては、この部分でいうと減免をさせていただきます、実際使用料としていただいているのは、電気代相当額の部分を大人の人にはいただいているような状況で、子供のスポーツであるとかは減免で運用してます。今後は、市外の方の利用とか例外的に出てくる場合のことも含めて想定しているところでございます。

○武田委員： 承知いたしました。

○小西委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

閉 会 午後2時17分